月２回発行　2021年４月15日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2376号

次の時代も、皆様とともに
70th Anniversary
労働新聞社

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

「自ら考え自ら行動」の実践へ

納得感意識した活動を展開

向井建設

特集Ⅱ

荷役作業の転落防止

ステップで安全な昇降を

安衛研

スポット

安全確認にスマートグラス活用

戸田建設東北支店

No.2376
2021 4/15

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
安全衛生動画レポートも配信中です

社労士が教える 労災認定の境界線

パソコンで作業中に脳出血で倒れる

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　北海道会
サッポロ労務行政事務所
所長　和田　繁彦

第324回

■ 災害のあらまし ■

A（53歳）は、販売店の新車、中古車、リース車などのセールスマン。会社事務所のパソコンで注文書を作成していたところ、マウスを操作していた右手指先に違和感を感じ、思うように操作ができなくなった。異変に気づき立ち上がろうとすると、右足（右側全体）に力が入らず、立つことができなかったため、至急救急車を呼んでもらった。脳出血が判明し緊急入院した。

■ 判断 ■

営業時間中は外回り、戻ってきてからの書類作成になるため、Aの残業が増えていた。短期間の過重業務は認められないが、長期間の過重業務のうち、発症前6カ月間の月平均の時間外労働時間が45時間を超えて相当継続していたこと、さらに特定の重要な顧客取引先の継続について相当大きな精神的緊張を伴っていたことなどから、総合的にみて業務起因性が是認され**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

今回の事案は、業務上の疾病についての問題であり、業務起因性が論点となる。実務上は業務または業務行為を含めて労働者が労働契約に基づき事業主の支配管理下にあることに伴う危険が現実化したものと経験則上認められるか否かによる。そこで厚生労働省では脳血管疾患および虚血性心疾患など（負傷に起因するものは除く）の認定基準を定めている（基発0507第3号）。

その基本的な考え方は、その発症の基礎となる動脈硬化などによる血管病変または動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態（以下「血管病変等」という）が長い年月の生活の営

みのなかで形成され、それが徐々に進行し、憎悪するといった自然経過をたどり発症に至るものとされている。しかしながら、業務による明らかな過重負荷が加わることによって、血管病変等がその自然経過を超えて著しく憎悪し、脳・心臓疾患は発症する場合があり、そのような経過をたどり発症した脳・心臓疾患は、その発症に当たって、業務が相対的に有力な原因であると判断し、業務に起因することが明らかな疾病として取り扱うものであるとしている。

認定要件として、脳・心臓疾患は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する疾病としている。具体的には、①発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的および場所的に明確にし得る「異常な出来事」に遭遇したこと、②発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと、③発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと――の3つがある。順に検証していくと、①については、今回のAには特に異常な出来事は見受けられなかった。②では、Aの発症前おおむね1週間以内の残業時間は、各日3時間程度であった。③に関しては、Aの発症前6カ月間の残業時間は、発症前1カ月（発症日を含む）は32時間、発症前2カ月は37時間、発症前3カ月は31時間、発症前4カ月は35時間、発症前5カ月は66時間、発症前6カ月は52時間、発症前7カ月は63時間であり、1カ月当たりおおむね47時間であった。

通達によると、①発症前1カ月間におおむね100時間を超えるまたは発症前2カ月間ないし6カ月間にわたって、1カ月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること、②発症前1カ月



ないし6カ月間にわたって、1カ月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いが、おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できることを踏まえて判断することとしている。

また、業務の過重性の評価については、労働時間の長さ、不規則な勤務、出張の多い業務、交替制勤務・深夜勤務形態、著しい高温環境下での就労などの作業環境、精神的緊張を伴う業務など具体的かつ客観的に把握、検討し、総合的に判断する必要がある。Aは喫煙歴もなく、飲酒は月1回2合程度であった。発症前1カ月間におおむね100時間を超えるまたは発症前2～6カ月にわたり1ヵ月当たりおおむね80時間を超える「過労死の基準」は下回るが、Aに脳出血が明らかに業務以外の原因により発症したなどの特段の事情がないことにより、業務起因性を認めるのが相当であると判断された。

恒常的な長時間労働時間に関して今後は、コロナ禍における働き方改革を考える上での契機になると思われる。

◇ SRアップ21：www.srup21.or.jp